

- *【個人事業主様】消費税予定納税に該当されるお客様で振替納税をご利用の場合は口座振替日が9月28日（水）となっております。
- *9月は社会保険料の定時決定結果の反映月となります。新たに決定通知された標準報酬月額をご利用ください。

NEWS LETTER

* Message from staff ～税務の一年の流れ～

*ふるさと納税の申告が簡単に！
寄付金受領証明書がなくてもOK？

9月になりました。世の中に9月をテーマにした歌は多くありますが、季節の変わり目に心の移ろいを重ねた、少し寂しい歌詞が多いように思います。年を重ね、夏や冬に感傷を抱くようなことは無くなりましたが、ふと思うと、帰省や花火など、夏の思い出になるようなことをここ数年何もしていないことに気づかされました。心の若さを失わないよう気を付けます。

岡村 景明

Message From Staff

～ 税務の一年の流れ～



直江: 森さん入社されて一年半経ちましたが、お仕事に慣れてきましたか？

森: 税務未経験だったので、知らない事ばかりでしたが皆さんが親身に教えてくださり、少しずつ理解できるようになってきました。でも正直、はっきりと理解していない点もあります。

直江: では、税務業務の流れをおさらいしてみましょう！

森: よろしくお祈りします！！

直江: まずどの会社も共通のものから説明していきましょう。森さんにも馴染みのある年末調整のお話から。年末調整は10月頃から従業員さんに資料準備をもらって12月頃には処理を完了させます。

森: 年末調整の還付や徴収が行われる時期ですね！

直江: 従業員さんにとってはそうですね！一方会社の方はその後1月末までに法定調書・給与支払報告書・償却資産申告書を提出します。この期間は私達の方からお客様に色々質問することになりますね。

森: 夏のシーズンにも同じように複数の業務を行う時期がありましたよね??

直江: そうです！私達が勝手に「夏の3大業務」と呼んでいる業務3つですね。詳しくは6月号のニュースレターに載っていますので、そちらをご覧ください。期限は毎年7月10日となっております。

森: 法人は決算月が自由に決められるんですね。

直江: そうなんです。うちのお客様では12月と3月決算が圧倒的に多いです。

森: 入社するまでは、3月決算しかないと思っていました！法人の税務業務の流れを教えてください。

直江: では4月～3月が事業年度の法人で説明していきましょう。まずは毎月の経理処理を翌月末を目標に締めていきます。月次決算というものです。

森: 毎月きれいに締めて、それを12ヶ月分集めていく感じですね

直江: その通りです。毎月きれいに締めて、最後の3月は棚卸しや決算処理の準備を始めます。

森: 本格的に決算処理を行うのはどの期間ですか？

直江: 決算日後1ヶ月～1ヶ月半の間で行います。3月決算の場合は5月中旬頃までに確定させます。

森: なるほど！その後決算日から2ヶ月以内に申告と納付を行って、法人の1年の動きが完了するわけですね。

直江: そうですね。そしてまた新しい事業年度が始まっていきます。

森: ありがとうございます！これで流れが明確に理解できました！

会社の手続きの年間スケジュール

9月	10月	11月	12月	1月	2月
月次決算 (8月分)	月次決算 (9月分) 年末調整 従業員へ 声かけ	月次決算 (10月分) 各種法人税と消費税 の中間申告&納付 年末調整の資料収集	月次決算 (11月分) 年末調整業務	月次決算 (12月分) 償却資産申告 法定調書合計書の提出 源泉所得税納付 (納特) 給与支払報告書の提出	月次決算 (1月分)

3月	4月	5月	6月	7月	8月
月次決算 (2月分) 棚卸し 決算処理準備	月次決算 (3月分) 決算処理	月次決算 (4月分) 決算処理締め 各種法人税と消費税 の確定申告&納付	月次決算 (5月分)	月次決算 (6月分) 労働保険の年度更新 社会保険算定基礎届提出 源泉所得税納付 (納特)	月次決算 (7月分)

※上記スケジュールは一例であり、各会社ごとに異なる場合があります。

ふるさと納税の申告が簡単に！

寄付金受領証明書がなくてもOK？



以前は自治体が発行する寄付金受領証明書がすべて必要でした、、、



現在、特定事業者のポータルサイトをご利用の方はサイトにて発行できる「寄付金控除に関する証明書（XMLファイル）」**のみ**でe-Taxやマイナポータルからふるさと納税を一括で申告することができます！

（複数サイト利用の場合はサイト数 × 1）

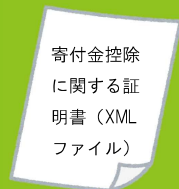


XMLファイルを出力したイメージです💡

出典：国税庁HP「寄附金控除の証明書の様式、記載例」（一部）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/koujo/kisairei.pdf>



主要な特定事業者ポータルサイト
「さとふる」「ふるなび」「楽天ふるさと納税」「ふるさとチョイス」他



とても便利なので、確定申告の時はぜひご利用ください！

岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

